

議第53号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

平成28年6月3日提出

高山市長 國島 芳明

記

- |          |  |    |
|----------|--|----|
| 1 財産の種類等 | スクールバス（江黒線 61人乗り）  | 1台 |
|          | スクールバス（柏原線 45人乗り）  | 1台 |
| 2 取得の金額  | 32,250,450円  |    |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目138番地1<br>新田自動車株式会社<br>代表取締役 新田 敬義  |    |
| 4 設置場所   | 高山市清見町三日町305番地<br>高山市清見支所<br>（江黒線 61人乗り）<br>高山市丹生川町町方1500番地<br>高山市立丹生川中学校<br>（柏原線 45人乗り） |    |
| 5 取得の時期  | 平成28年度   |    |